

（仮称）宇都宮市地域で支え合う自治会条例（素案）に関する
パブリックコメントについて

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 意見の募集期間 令和6年12月9日（月） ～ 令和7年1月7日（火）

(2) 意見の応募者数 6名
意見数 15件

(3) 提出方法の内訳

	郵送	ファクシミリ	Eメール	持参	計
人数	1	1	4	0	6

2 意見の処理状況

区分	処理区分	件数
A	意見の趣旨等を反映し、条例案に盛り込むもの	0件
B	意見の趣旨等は、条例案に盛り込み済みと考えるもの	5件
C	条例案の参考とするもの	0件
D	条例案に盛り込まないもの	5件
E	その他、要望・意見等	5件
計		15件

No.	区分	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	E	条例制定を契機に、以下の自治会支援策を実施・強化してほしい。 ・災害発生時の連絡網強化に向けた ICT の導入支援 ・防犯カメラの設置補助や維持管理費用の助成 ・地域の美化活動に対する補助金の拡充（清掃活動、植樹活動など） ・回覧板や掲示板に代わるデジタル情報システム（LINE やアプリなど）の導入支援 ・世代間交流を促進するためのプログラムや講座の実施支援 ・一人暮らしの高齢者や障がい者を支援する見守り活動への補助金やボランティア育成支援 ・地域での子育て支援ネットワークの構築支援（子ども食堂や地域の子育て支援センターとの連携）	自治会支援策につきましては、これまでも、魅力ある自治会づくり活動や防犯カメラの設置・維持管理、自治会のデジタル化など、自治会の様々な取組に対して補助を行うほか、自治会からの相談に対して地区市民センターなどの地域行政機関が伴走型の支援を行うなど、きめ細かな支援を実施しているところであります。 今後、条例制定を契機として、自治会支援策のさらなる充実に取り組むこととしており、いただいた御意見につきましては、支援策の検討に当たっての参考とさせていただきます。

2	E	ごみステーションの維持管理, 町内清掃, 防犯灯の維持管理, 消防団支援, 子どもの見守り活動, 道路の安全点検, 高齢者の見守りと支援等, 地域の安全安心のための活動や防犯防災活動など多く活動が自治会員の協力のもと行われてきたが非会員の市民は何の負担もなくその恩恵にあずかっている。 自治会員の費用的, 労力的負担と同等の負担を非会員にも負ってもらうなど, 不公平感を払拭しなければ, 今後自治会加入率は減少し, 自治会組織は崩壊すると考える。	自治会は, 地域住民相互の連絡及び交流のみならず, 防災, 防犯, 環境美化など良好な地域社会の維持及び形成や地域住民の福祉の向上に資する様々な活動に取り組んでいただいております。 条例案におきましては, こうした自治会の意義や重要性, 具体的な役割について, 条例の目的や基本理念, 自治会の定義や役割などに規定するとともに, 市民の役割として, 自治会の意義や重要性に対する理解や自治会への加入等に努める旨を規定することとしております。 さらに今後, 条例制定を契機に, 自治会の意義や重要性について広く市民の理解促進を図り, 自治会への加入を促すほか, 自治会加入に係るインセンティブの拡大を検討するなど, 加入者と未加入者の不公平感の払拭も含めた自治会支援策のさらなる充実に取り組んでまいります。
3	D	条例素案の目的, 基本理念, 自治会の役割にある「夢や希望をかなえることができるまちを実現し」という文言は不要と考える。 このことは行政が考えることであり, 自治会は地域の人々が支え合い, 協力し合って安全で安心な地域をつくり, 穏やかに和やかに生活できるよう活動する団体であると思う。	ご指摘の文言は, この条例全体を通じて目指すまちの姿であり, 自治会が取り組む様々な活動につきましても最終的にこうしたまちの実現に資するものであると考えておりますことから, 条例の目的等に記載してまいります。
4	D	自治会の役割を遂行するためには費用がかかるが, その費用を誰が担うのかを明記すべきと考える。 自治会の役割には「自治会の維持及び活動の活性化を推進するために必要な費用は, 合理性・透明性をもって会員より集めるものとします。また, 未加入の市民に対しても応分の費用を求めることができるものとします。」と, 市民の役割には「自治会未加入の市民は居住する地域の自治会の求めに応じて, 地域づくりに必要な費用を負担するものとします。」と追加してほしい。	自治会は, 良好な地域社会の維持及び形成や地域住民の福祉の向上に向けた様々な活動に取り組んでいただいておりますが, 自治会活動に要する費用の負担については, 条例で一律に規定するのではなく, 各自治会と会員, 未加入である地域住民の合意によって行われるものと考えております。 なお, 本市におきましては, これまでも, 魅力ある自治会づくり活動や防犯カメラの設置・維持管理, 自治会のデジタル化など, 自治会の様々な取組に対して補助を行うほか, 地域まちづくり組織が実施する様々な地域づくり活動に対する補助などを実施しており, 条例制定を契機に, こうした支援策のさらなる充実に取り組んでまいります。

5	B	市民の役割について、「市民は、自治会に加入し自治会活動への参加を通じて地域活動に参加するよう努めるものとします。」と変更してほしい。	条例案におきましては、市民に対して、自治会への加入と活動への参加の両方を努力義務の対象としております。 なお、この趣旨を明確化するため、市民の役割を下線部のとおり修正します。 【修正前】 市民は、<u>自治会への加入や自治会活動への参加</u>を通じて地域活動に参加するよう努めるものとします。 【修正後】 市民は、<u>自治会への加入及び自治会活動への参加</u>を通じて地域活動に参加するよう努めるものとします。
6	D	事業者及び住宅関連事業者の役割について、「事業者及び住宅関連事業者は、当該住宅が所在する自治会の要請に応じ、協力して地域の住環境の整備にあたり快適な住環境が維持できるよう努めるものとします。」と追加してほしい。	自治会は、良好な地域社会の維持及び形成や地域住民の福祉の向上に向けた様々な活動に取り組んでいただいておりますが、事業者から自治会への協力は、事業者の理解の下行われるものと考えており、原案のとおり事業者が自治会への協力等に努める旨を規定してまいります。
7	E	参考資料の「宇都宮市の自治会の概要」の3ページに記載されている自治会の公益的な活動例に「民生委員児童委員の推薦」が含まれていないが、同委員の選考には自治会長の推薦が必要で、自治会長は3年ごとの選考に大変苦勞していることから、活動例に追記してほしい。	自治会長は、民生委員児童委員の推薦についても役割を担っていただいておりますことから、今後の資料作成に当たっての参考とさせていただきます。
8	E	未加入者からは、「忙しい」「仕事がある」という意見が出ると思うが、一人一人ができて、できないことをみんなで話し合い、魅力ある市や自治会を目指していかなくてはならない。 ごみの出し方は未加入者の方が乱雑な傾向がある。ごみ袋の有料化などを行い、自治会加入者に配布している宮パスの活用でごみ袋の値引きを行うなど、加入者と未加入者の差別化も必要ではないか。	条例案におきましては、市民の役割として、自治会の意義や重要性に対する理解や自治会への加入等に努める旨を規定するとともに、市の役割として、関係者における自治会への理解や協力等を促進するための必要な啓発を実施することを規定することとしております。 さらに今後、条例制定を契機に、自治会加入に係るインセンティブの拡大を検討するなど、自治会支援策のさらなる充実に取り組んでまいります。
9	D	市民が宇都宮市に住む目的はそれぞれであり、特定の役割を有意的に定めるべきではないので、「市民の役割」を削除すべきではないか。	本市における様々な条例におきましては、目指すまちの実現において必要となる市民の責務や役割について規定しているところであります。 本条例が目指すまちの実現におきましても、

			自治会に対する市民の理解や加入等に努めていただくことが重要でありますことから、市民の役割として記載してまいります。
1 0	B	目的に、宇都宮市独自でオンリーワンな内容が含まれているとよいと感じる。第6次宇都宮市総合計画後期基本計画があり、市が目指す新たなまちの姿として「スーパースマートシティ」を掲げており、それを実現するために宇都宮市ならではの自治会の存在意義を明確にした条例を新たに策定するといった、一歩踏み込んだ目的の検討を希望する。	本市が目指す「スーパースマートシティ」は、「子どもから高齢者まで、誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができ、夢や希望がかなうまち」であり、条例案の目的には、スーパースマートシティを表す要素を盛り込むとともに、そうしたまちを将来の世代に継承する旨を規定するなど、宇都宮市独自の内容としております。
1 1	B	市民が自治会をより身近に感じ、信頼し、加入したくなるようにするためには、日常の対話を促進する場の運営や雰囲気の醸成が必要であり、以下のように関係者の役割を追記してほしい。自治会の役割に親睦や交流の推進が盛り込まれているが、一過性のイベント運営という印象を受ける。 ・市民：日常の対話の促進、他活動への協力 ・地域活動団体及び非営利活動団体：日常の対話を促進、他活動への協力 ・事業者及び住宅関連事業者：自治会の活動に対する理解や協力と日常の対話の促進他につながる場の提供 ・市：日常の対話の促進が円滑に進むような研修の実施や情報の提供及び助言	市民の自治会への理解や加入促進には、地域における日常的な人と人との対話や交流の促進が重要であるため、条例案には、自治会の役割として地域住民相互の親睦や交流に努める旨を盛り込んでおります。 また、条例案には、関係者の役割として、自治会や地域活動への参加、協力などに努める旨を盛り込んでおり、こうした活動を通じて、地域の様々な関係者における日常的な対話等が生まれ、自治会へのさらなる理解や加入促進につながるものと考えております。
1 2	B	明確な目的なき組織は長期に持続できない。自治会は防犯、防災、地域美化等を主たる目的とする旨を記載した方がよいのではないかな。 または、自治会を運営するに当たっては、要綱や運営要領を作成するなどして、その活動目的を定めることなどの文言を追加してほしい。	条例案におきましては、自治会の定義として、地域住民相互の連絡及び交流、防災活動、防犯活動、環境美化活動その他の良好な地域社会の維持及び形成並びに地域住民の福祉の向上に資する地域的な共同活動を行うことを目的とするものと規定することとしております。 なお、個々の自治会における活動目的は会則（規約）としてそれぞれの自治会が定めるものであり、本市における自治会の連合組織である宇都宮市自治会連合会において会則（規約）の標準例などを各自治会に周知しております。
1 3	D	市も重要な関係者であるため、市の定義を追加してほしい。	一般的に市が制定する条例において、市全体を指す場合は「市」の定義は設けておりませんが、今後、条例制定を機に周知等を行う際には、市長部局のみならず教育委員会その他の機関

			を含めた市全体を含むものであることについてもわかりやすくお示ししてまいります。
1 4	B	目的に「自治会が、人と人との支え合いによる地域活動において果たす役割の重要性」とあるが、役割の重要性を具体的に示してほしい。	自治会は、地域住民相互の連絡や交流のみならず、防災、防犯、環境美化その他の良好な地域社会の維持や形成、地域住民の福祉の向上に資する様々な地域活動の支える要であり、条例案におきましては、「自治会の定義」にこうした趣旨を盛り込んでおります。 また、今後、条例制定を機に周知等を行う際には、こうした自治会の役割の重要性について、具体的な例示も含めわかりやすくお示ししてまいります。
1 5	E	条例が実現した結果、どのようなよい未来が迎えられるのか、資料などでその将来像を示してほしい。	今後、条例制定を機に周知等を行う際には、実現を目指す将来像などについてもわかりやすくお示ししてまいります。